

第 1 回多摩市手話言語条例検討会 要点録

日 時	令和5年10月4日（水） 18:30～20:00		場 所	多摩市役所 西1・2・3会議室
出 席 者 （ 敬 称 略 ）	委員 ※敬称略	大杉、安部、大石、森、木多、三宅、一杵、川崎		
	障害福祉課 （事務局）	阿部、伊藤、平松、今野、薄井		
欠 席 者	委員 ※敬称略	なし		
記 録 者	事務局			
項 目	1 開会 2 市長挨拶 3 委嘱状授与 4 委員自己紹介 5 座長・副座長の選任 6 検討会の会議運営に関する事項の確認 7 （仮称）多摩市手話言語条例について 8 アンケート内容確認 9 閉会 配布資料 【資料1】多摩市手話言語条例検討会設置要綱 【資料2】委員名簿 【資料3】多摩市手話言語条例検討会の協議会の運営に関する事項の確認 【資料4】（仮称）多摩市手話言語条例について 【別紙1】意思疎通支援事業利用者向けアンケート（案） 【別紙2】手話通訳者及び関係者向けアンケート（案） 【別紙3】市民向けアンケート（案）			
詳細				
1 開会 2 市長挨拶	～開会～ 【挨拶】 多摩市においては、手話技術の普及と障がい者への理解促進を目的に、昭和51年から30年以上にわたり、手話講習会を開催してきた。 手話言語条例の制定についても、長年、当事者の方から要望があり、令和2年7月に施行された「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」の検討委員会の中でも、大石様から手話言語条例制定に関する意見があり、そうした意見を受けて、昨年4月の市長選挙では、手話言語条例の制定を市長公約として			

	掲げてきた。手話言語条例を制定することで、より一層手話と障がい者への理解を深め、障がいのある方もない方も垣根なく生活のできる共生社会実現に向け、一歩前進できることを嬉しく思う。 今後検討会が進む中で、皆様にご協力いただきながら、多摩市での手話言語条例の案を考えていくことになるのでよろしくお願いします。
3 委嘱状授与 4 委員自己紹介 5 座長・副座長の選任	委嘱状授与を机上配付により行った。 各委員及び事務局から自己紹介を行った。 大石委員の推薦により大杉委員が座長に、大杉委員からの推薦により大石委員が副座長に決定した。 ～市長退席～
6 検討会の会議運営に関する事項の確認	事務局より、資料3について説明。 【座長】 4の(1)について、「発言の際はマイクを使用する」というのは、健聴者が優先のように見える。手話と音声が同等に扱われるよう修正が必要。 ⇒発言の要旨を踏まえて事務局が資料を修正し、次回検討会で確認することとなった。
7 (仮称)多摩市手話言語条例について	事務局より、資料1及び資料4について説明。 【座長】 多摩市聴覚障害者協会からこれまでの長い経緯の中で補足していただくことはあればお願いしたい。 【副座長】 条例制定の目的は色々あるが、言語権の獲得、人権を守る、生活の向上がある。その他災害も頻発しているし、聞こえない人の人工内耳の問題もある。また、意志疎通支援事業も課題があり生活にも影響する部分である。制定する条例も変化を踏まえたものでないといけない。やはり言語としての手話を市民にどう周知していくかがポイントとなる。こうしたことを踏まえ条例をつくってほしい。 【座長】 手話通訳者として支援してきた立場からなにかあるか。 【木多】 多摩市の中で40年間活動してきたが、この40年間で聞こえない人や手話に関する理解が大きく変わってきた。昔はバス等で手話で会話すると奇妙な目でみられた。当事者から「私に会っても手話で話しかけないで」といわれたこともある。病院では、手話通訳者に説明するからあとで本人に話してくれといわれたこともある。今は手話があるのが当たり前で関心を持っている人が増えてきたのは嬉しいこと。大石委員から社会の変化に対応できる条例を作ってほしいという話があった。地域の中で聞こえない人が手話

8 アンケート内容確認	を言語として、人と人との交流ができる条例になってほしい。 【座長】 手話サークルの立場からなにかあるか。 【三宅】 地域の保育園や学校に行って手話や聞こえない人の生活の普及を行うのが私たちの活動の一つでもある。今後地域の皆様に理解を深めていただくために自分たちができることはなにかを考えながら、聞こえない人の生活や情報を守る条例になるとよい。 【座長】 これまでの話で多摩市の課題がでてきた。 続いて多摩市社会福祉協議会からはなにかあるか。 【森】 社会福祉協議会は障がい者の方が住みよくなるように活動している事業がある。まだまだ理解は足りてないと感じるが、防災訓練やお祭りで障害理解の話をしたり冊子を配り理解啓発している。条例により障がい者も地域で一緒になって過ごせるようになるとうい。 【座長】 条例は聞こえない人や難聴者や関係者だけの狭い範囲のものではなく、住民みんなの助け合いや協力が重要。市民委員の方はどうか。 【一枘】 なにかで手話を使う人が日本の5%程度だという本を読んだことがある。しかし、街では手話で会話する人を見たことがない。手話に関する認識を上げる必要があり、そのためには、条例も重要だが、制定後の取組も重要。もっと手話が普通になるよう、まずは自治体が起点となって市民に広がっていくとよい。 【川崎】 手話言語条例については、市の差別解消のための条例検討時から要望があった。最近は映画やドラマでの手話が話題になっているし、NHKでもドラマが始まる。2025年のデフリンピックもありいいタイミングである。市民の皆様にも手話の理解が広がっていくとよい。 【阿部】 今まで音声言語の社会が優先だった。もっと手話を理解したうえで手話が言語として認められるようになってほしい。 【座長】 様々な立場から様々な思いや経験があった。こういったものを頭に入れて条例案を作っていくたい。 今後市民のニーズも把握するためにアンケートを行うことにある。事務局から説明を。 【事務局】 別紙1～3について説明。 【座長】
--------------------	---

	まずは別紙１についての意見等はあるか。 【阿部】 意志疎通支援事業の対象者はどんなものなのか。 【事務局】 意志疎通支援事業の利用者は、手話通訳・要約筆記の利用登録をしている聴覚障がい者の方である。 【木多】 このアンケートはこのまま渡すのか。なんの目的で行っているのかなどによっても必要な内容は異なるし、対象者によっても目的は異なる。目的は伝えてアンケートを行うのか。 【事務局】 ご指摘のとおり目的などを書き込んで実施したい。 目的も対象者によって多少異なるが、条例を制定するにあたって、例えば聞こえない方や関係者の方がどんな状況に置かれていて、どう感じているのか。市民の方あどのくらい手話などについて認識しているのかなどを聞く必要がある。 【木多】 アンケートの内容について、聞こえない人向けの言い方としてはひっかかる部分がある。 【副座長】 意志疎通支援事業利用者の向けのアンケートについて、手話通訳の利用者は手話を使っているはずなので、手話を使う頻度は違和感がある。文章は検討する必要があるので協会としても修正案を考えたい。 【座長】 アンケート内容は議論の余地があるが、時間も限られおり、期限を設けて事務局に意見を出していただく機会を設け、とりまとめて座長とも調整を行うことでどうか。 【木多】 そもそも意思疎通支援事業利用者は手話通訳の利用者と要約筆記の利用者では人物像が異なるので、分けていく必要がある。このままでは聞こえない人は違和感がある。手話が必要な方にしっかりクローズアップしたほうがよい。 【座長】 事務局としても、個人情報の問題や事務スケジュールなどもあると思う。それらを踏まえ検討してほしい。最終的に座長としても事務局と相談して決めていきたい。 続いて別紙２はどうか。 【三宅】 手話通訳及び関係者向けのアンケートについて、クローバーは今８１人いる。登録手話通訳者の３３名が別となっているが、資料４のクローバーの数が５０名となっているのは残りの人数なのか。また、アンケート内容が登録手話通訳者対象に見える。クローバーの対象像も違うので分けて作ってほしい。
--	---

	【事務局】 クローバーの約50人はご指摘のとおり残りの人数である。確かにクローバーにも様々な人物像の方がおり、対象者を分けることも検討したい。 【事務局】 今回は手話言語条例をつくる検討会として実施している。各論的な話もでているが、資料4の多摩市の方向性のとおり、これを条例に落とし込んでいくことになる。多摩市の条例は大きく理念を掲げるものになると思われ、条文も大きな方向性を示すもので多くとも15条程度と思われる。アンケートはニーズ把握や大きな考え方を検討するために行うものとなるが、各論の議論とは区別する必要があるのはご理解いただきたい。 【座長】 条例は理念としての部分が大きいと説明があった。大切なことは委員一人ひとりの今までの経験などを聞いてまとめる作業が必要。皆さんの考えを受け止め、共有していきたい。事務局の協力をお願いしたい。 【事務局】 社会も変わってきているなかで、どんな環境整備をするのか。市がどう周知の支援をしていくのかなど細かいところは次のステップだが、市がどう環境整備などをするかといった大きな方向性を検討して条例に落とし込んでいきたい。本日の意見を踏まえてアンケートも修正をしていきたいと思っており、期間をいただき、座長にも見ていただきながら完成させたい。 アンケート修正案については、契約手続きなどもあり、何か意見あれば別紙1と2については10月11日（水）までにお送りいただきたい。その後事務局からまとめた修正案をお送りし、16日（月）までに再度意見をいただきたい。 サークル向けのアンケートは近日中に案をお送りするので同じスケジュールでお願いしたい。 【座長】 スケジュールを共有しながら進めていきたい。皆様ご協力をお願いしたい。 【副座長】 1点確認だが、意思疎通支援事業利用者向けのアンケートについて、私たちは手話を主に使っている人としての意見を出したい。 【座長】 別紙3についてはどうか。 【三宅】 一般市民の立場でみると、設問3や5などは難しすぎるかと思う。 【一枘】 やはり設問3～5については一般市民にとっては難しすぎる。どういう意図か。 【事務局】 設問3～5については、手話の豆知識を知ってもらふ意図や関心を持ってもらう意図であった。
--	--

9 閉会	なお、別紙3については別紙1，2とは別スケジュールで動いており、庁内での手続きの関係で、少し早めに意見をいただきたい。恐縮だが、10月10日（火）までにご意見をいただきたい。 【座長】 設問3～5については難しいという意見だった。やはりここは工夫が必要と思う。回答欄に「わからない」を加えたり、分かりやすい質問にするなど、工夫を考えていただきたい。「わからない」という方が多ければ、手話言語条例が必要だという根拠につながると思う。 では、ほかに意見があれば期限までに事務局に提出をお願いしたい。 最後に事務局から何かあるか。 【事務局】 本日はありがとうございました。 次回の日程は令和6年2月13日か2月16日の同じ時間で考えているが、またメール等で調整させていただきたい。 ～閉会～
-------------	--